

24生産第2455号
平成24年12月21日

農政局生産部長 殿

生産局農産部園芸作物課長

セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底等について

セイヨウオオマルハナバチについては、「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)の規定に基づき、平成18年に特定外来生物に指定され、原則として飼養等が禁止されていますが、施設園芸等の生業の維持を目的として、適切な飼養等管理を行う場合に限って、環境大臣の許可を受けたうえで例外的に飼養等することが可能となっています。

しかしながら、今般、環境省が行ったセイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査によれば、①ハウス天窓等へのネットが適正に設置されていないこと、②ハウスの外部との出入り口の戸が二重以上となっていないこと等の不備が、調査対象件数(178件)の3割程度で見られる結果となったところです。

さらに、この調査等を受けて、平成24年12月13日に中央環境審議会が環境大臣及び農林水産大臣に対して意見具申を行った「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」において、セイヨウオオマルハナバチを飼養等している施設の適切な管理を徹底させるため、農林水産省及び環境省が連携して指導監督を強化する必要があるとされました。

このため、下記の事項について、貴局管内の各都府県に対して、農業団体、生産者等の関係者へ別添の資料を配付するとともに、その指導の徹底を依頼願います。

なお、セイヨウオオマルハナバチの飼養管理については、産地、生産者等を対象とした各種調査及び追加指導を計画していますので、今後、別途連絡することとします。

記

- 特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチについては、生態系への被害を防止する等の観点から、外来生物法に基づき原則として飼養等が禁止されている。このため、セイヨウオオマルハナバチを生業の維持の目的で花粉交配用に利用することは、以下の①～⑥をはじめとする法令に基づく要件を遵守した上での例外的な措置であり、農業者にあってもこれらを遵守することが求められること。

- ① セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には、環境大臣の飼養許可を必ず取得すること。なお、許可の有効期間は3年間となっているので、それ以降も引き続き飼養等を行いたい場合は有効期間内に更新の手続きを行うこと。
- ② ハウス等の飼養施設については、1) 施設開口部ヘネットを展張すること、2) 施設の出入り口を二重にすること等により、野外への逃亡防止に万全を期すこと。
- ③ 飼養開始後は、ハウス等飼養施設に、飼養等に係る許可証の写しを掲出すること。
- ④ 飼養後のセイヨウオオマルハナバチは、確実に殺処分すること。
- ⑤ 飼養等する数量の上限のほか、許可証に付された条件を遵守すること。
- ⑥ 許可内容の変更等がある場合には必要な手続を行うこと。

2 なお、上記1に掲げる施設の不備等、外来生物法に抵触していることが明らかになった場合、許可が取り消される場合があるほか、

- ① 上記1①に違反し、環境大臣の許可を受けずにセイヨウオオマルハナバチを飼養した場合（販売・頒布の目的で行った場合を除く）や⑤の付された条件を遵守しない場合には、個人にあっては1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人にあっては5,000万円以下の罰金
- ② 上記1②～⑥を行わず、環境大臣からの飼養等の改善などの措置命令にも従わない場合には、個人にあっては3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人にあっては1億円以下の罰金

等の厳しい罰則規定が設けられていることを念頭に置いて適切な飼養管理を実施すること。

3 本規制の対象外である在来種マルハナバチへの切り替えや単為結果性品種への転換を検討すること。

※なお、在来種マルハナバチの切り替えについては、「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置」（平成24年12月13日 中央環境審議会意見具申）において、代替種の利用による生態系への影響に留意しつつ、代替種の利用方針等を整理するべきことが指摘されており、今後環境省を中心に具体的な利用方針が検討される予定。